

第17回京都市・食の安全推進協議会 摘録

京都市では、平成25年12月16日に食品の安全を確保するため、各分野の学識経験者や公募市民で構成する「京都市・食の安全推進協議会」を設置し、本市の食品衛生に係る様々な施策を実施するにあたり、本協議会にて食の安全・安心について論議・評価・提言をいただき、本市の食品衛生行政に反映させていきます。

■ 開催日時

平成21年2月24日（火）午後2時から午後3時30分まで

■ 開催場所

京都ホテルオークラ 3階 光舞の間

■ 出席者（敬称略）委員：8人、事務局：4人、傍聴者：17人（うち報道関係者1人を含む）

委員長 大東 肇 （京都大学名誉教授）
委員 青木 勲 （市民委員）
委員 伊藤 伸一 （社団法人京都微生物研究所 社団企画事業部長）
委員 伊藤 義浩 （社団法人京都市食品衛生協会 専務理事）
委員 岸本 麻津美 （市民公募委員）
委員 東 あかね （京都府立大学人間環境学部教授）
委員 藤田 正 （全国農業協同組合連合会京都府本部 副本部長）
委員 吉川 雅之 （京都薬科大学教授）
事務局 保健衛生推進室部長 河村 俊夫
事務局 保健衛生推進室生活衛生課担当課長 土井 直也
事務局 保健衛生推進室生活衛生課食品衛生第一係長 辻 尚信
事務局 保健衛生推進室生活衛生課食品衛生第二係長 西原 和美

■ 次第

- 開会のあいさつ（保健福祉局保健衛生推進室部長）
- 議題
 - 1 平成21年度京都市食品衛生監視指導計画(案)について
 - 2 最近発生した食品に係る事件について
- 閉会のあいさつ（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課担当課長）

■ 会議概要

- 各議題について事務局から説明
- 質疑応答

事務局からの説明

1 平成21年京都市食品衛生監視指導計画(案)について

平成21年度京都市食品衛生監視指導計画(案)の重要施策の主なものとしては、「食品表示の監視指導の強化」として、表示違反の食品が流通しないよう徹底するため、本年度から期間を定めて「食品表示の一斉監視」を行い、重点的な監視を実施し、適正表示の指導を行います。

また、現在日本においては、食料の大半を輸入食品に依存している状況にあって、本市では、

「輸入食品の残留農薬等の検査の強化」とし、より多くの輸入食品について検査を実施することにより、違反食品を排除していきます。特に、消費者の中国産食品に対する不信感が高まっている中、中国産食品について優先的に、市内量販店や飲食店等から収去(抜き取り)し、検査を実施します。

今年9月に、農薬やカビ毒に汚染された米が、食用として市場に流通したり、中国産加工食品からメラミンが検出するなど、様々な食に関する事件が頻発したことを受けて、「危機管理体制の整備と強化」に努めます。

(1) 平成21年度京都市食品衛生監視指導計画(案)に関する意見等(パブリックコメント)について

- ・意見募集期間 平成21年1月13日(火)～平成21年1月30日(金)
- ・応募者数 5人(個人:1人, 団体所属者:4人)
- ・意見数 26件
 - ; 現在すでに計画に記載されていた意見 14件
 - ◎; 計画等に取り入れた意見 3件
 - △; 内容の一部を計画に取り入れた意見 9件(検討, 研究を含む)
 - ×; 計画等に取り入れられない意見 0件

(2) 意見内容及び本市見解

No.	意見の内容【要約】	見 解
○ 個人 1	最近問題になっているノロウイルスは食中毒の原因となる。食生活というのは、人々が暮らしていくうえでもっとも重要なことなので、十分検査をしてほしいと思います。	20年度に引き続き、21年度についても「ノロウイルスによる急性胃腸炎の発生・まん延防止の徹底」を重要施策と掲げ、冬季に多発するノロウイルス食中毒の発生を未然に防止するため、11月から3月の間、社会福祉施設や飲食店等に対し一斉監視を実施するとともに、市場に流通している「生食用カキ」の検査を実施し、ノロウイルスによる食中毒の発生防止に努めます。
○ 団体 2	和菓子の消費期限、賞味期限の偽装があった。産地偽装では、輸入品を国産と偽ったり、養殖品を国内有名産地に偽った業者もあった。中国産冷凍ゴウザからメタミドホスが検出され、輸入食品、冷凍食品、農薬等も問題になった。 また、こんにやくゼリーによる窒息事故も発生した。 食の安心・安全を確保し、こうした事件の再発を防止するため、生産者への指導をさらに強化してもらいたい。	事故米、食品へのメラミン混入、残留農薬問題など、平成20年度に発生した食に関する様々な事件や事故を受けて、21年度は、より一層、危機管理体制の整備と強化を図り、食品製造施設等の食品関係施設に対する監視指導を強化し、食の安全・安心の確保に努めます。 さらに、21年度は「食品表示の監視指導の強化」を重要施策に掲げ、期間を定めて食品製造施設や販売店に対し、表示の一斉監視を実施することにより、期限表示の改ざん等を防止し、食品衛生法をはじめとした適正表示を徹底していきます。
○ 3	「計画のポイント」の設定や、それらについての施策内容、「監視指導の実施体制」、「関係機関等との連絡体制」などについては概ね理解できるものになってきたと言える。特に「食中毒の健康被害発生時及び違反食品等の発見時の対応と関係	【計画に対する評価】

		機関との連携」など、非常時の取組内容がかなり明確にされてきたことや、引き続き輸入食品の安全チェック体制強化を強調していることは評価できると思う。	
○	4	「計画」に従い確実に業務をすすめていただくとともに、PDCAサイクルにしたがったマネジメントを進めていただきたい。	計画は、PDCAサイクルに従い策定しています。 ①Plan(計画)として、これまでの実績や現在問題となっている事案等、その時の社会のニーズを考慮し、計画を策定しています。 ②Do(実行)としては、監視指導、食品検査、リスクコミュニケーションの推進及び危機管理体制等、計画で定めた内容について着実に実施しています。 ③Check(評価)としては、計画の実施結果については遅滞なく公表し、広く市民から意見を聴取するとともに、市民公募委員や有識者等から成る「京都市・食の安全推進協議会」において協議しています。 ④Act(改善)としては、寄せられた意見等を、次年度の計画に反映させ、より一層きめ細かく、柔軟な食の安全・安心の施策の実施に努めています。
△	5	「計画」策定段階で、その年度の業務執行状況の中間的な評価でもよいので課題や問題点を広く共有することができるようにしていただきたい。	年度途中に「計画の実施結果」という形では中間報告はおこなっていませんが、夏期、年末年始の一斉立入検査及び食品の収去(抜き取り)検査の実施結果については、実施後、遅滞なく公表しています。
◎	6	京都市の行政組織の中で「食の安全」に関わる部局はどこかということにも関わるが、京都市の食品安全行政に関わる情報をホームページでみつけようとする場合、きわめて困難なように思う。すなわち食品安全行政が保健福祉局の生活衛生課所管であるという認識はなかなか持ち得ないのだと思う。 京都市のホームページに「食の安全」という入り口を作ってもらえることはできると思う。消費者の関心からいえば、「生活衛生」というより、「食の安全」とストレートに言ってもらったほうがわかりやすい。	京都市ホームページのトップページ「京都市情報館」に「食の安全・安心」と明記するとともに、より分かりやすく、またアクセスしやすく修正しました。 *京都市情報館の市政ガイド「福祉と保健」のところに「福祉と保健(…、食の安全・安心など)」と追記しました。 また、「福祉と保健(…、食の安全・安心など)」のページの「食品衛生」を、「食品衛生(食の安全・安心、動物愛護等)」に変更しました。
○	7	京都市・食の安全推進協議会は京都市の食品安全行政を考えるうえでとても重要な場である。それだけに、この会議の開催情報、議事内容(議事録)はできるだけ速やかによくわかるように公表してもらいたい。	京都市・食の安全推進協議会終了後、議事内容等の要約(摘録)を直ちに作成し、概ね、2週間以内にはホームページに掲載し、公表しています。
△	8	京都市の消費者行政担当部局である京都市市民生活センターとの連携についてはほとんど視野にいれられていない。この点はぜひ改善していただきたい。	本市の消費者行政担当部局をはじめ、関連部局との情報交換や連携を図りながら、本市の食の安全・安心の確保に努めてまいります。
△	9	京都市の食品安全行政の推進をはかるうえで、消費者団体との連携についてぜひ強化していただき	消費者の意見を本市の食品衛生行政に反映させていくために、現在、消費者団体の代表として京都市地

		たい。	域女性連合会の方に京都市・食の安全推進協議会委員として就任いただき、御協力いただいているところです。今後も、消費者団体との情報交換等を行い、リスクコミュニケーションの推進に努めてまいります。
△	10	「計画」は、食品衛生法に基づく「食品衛生行政」の枠の中での施策の組み合わせのように思う。ついでに、この機会にあらためて京都市においても「食の安全・安心条例」をすみやかに制定し、それに基づく「食の安全・安心行政」の確立にむけて踏み出していただくことを要望したい。	平成20年3月の市会で市長が「食の安全・安心条例(仮称)」を策定する旨、答弁したことを受け、保健所食品衛生監視員を中心に同条例の策定作業を進めているところです。 さらに、昨年発生した事故米や食品へのメラミン混入事件等、食の安全・安心を根底から揺るがず事件が発生したことを踏まえ、様々な食品事故や事件にも対応できる京都にふさわしい条例の策定に向け検討しています。
○	11	監視指導計画のポイントで、食品表示の監視指導の強化があげられている。表示違反の食品が流通しない徹底やあとを絶たないJAS法違反に関しても、京都府や近畿農政局との連携が明記され、強化ポイントが具体的でわかりやすくなっている。	【計画に対する評価】
○	12	庁内および国、近隣自治体との連携、近畿農政局との連携、大阪検疫所との連携体制が具体的に明記されていて、大変わかりやすいものになっている。	【計画に対する評価】
○	13	自治体関係機関との定期的な監視指導計画に関する協議の場の開催を要望する。	近畿府県市の食品関係担当者会議をはじめ、近畿農政局や大阪検疫所との連絡会議等が毎年度開催されており、監視指導及び検査に関する情報提供及び意見交換を行っております。
○	14	食品の監視指導については、フードチェーンの段階ごとの実施や対象施設の監視計画など、わかりやすく明記されている。	【計画に対する評価】
○	15	昨年度、意見書の中でも述べたが、「健康食品の類については適正な表示の徹底や使用原材料の確認の徹底について指導していきます。」と計画の中に盛り込んであること、前進した点だと考える。	【計画に対する評価】
△	16	食品のアレルゲン物質、医薬成分など、検査項目として追加して頂くことを強く要望する。	検討します。
◎	17	違反による危害、被害拡大と注意啓発を最優先に考えているのは良いと思うが、緊急に広く市民に知らせる手立ては、どうするのかを具体的に明記をしてほしい。	明記します。
○	18	昨今の偽装事件でもあるように、企業のコンプライアンスが問われている。食品事業者全体の「食	「食品等事業者の育成」については、毎年度、計画の中で施策の一つとして明記し、取り組んでいると

		の安全」の認識の共有化と食品衛生責任者の資質向上を図ることが最も重要であるため、育成強化を望む。	ころですが、引き続き、講習会等を実施し、食品衛生責任者をはじめとした食品関係事業者の育成に努めます。 また、本市では18年度より「京・食の安全衛生管理認証制度」を実施しており、一定基準以上の自主的な衛生管理を実施している食品関係事業者を認証することにより、食品衛生水準の向上を図っています。
○	19	市民への講習メニューの内容を充実させてほしい。食に対する知識や不安を払拭し、正しい理解を導けるような学習内容にしてほしい。	現在、市民の皆様からの要望に応じ、講習会等を実施したり、市政出前トークを実施しているところですが、市民の皆様のニーズや社会問題となっているような事案を踏まえ、より充実した講習会等が実施できるよう内容を検討していきます。
△	20	意見交換について、「平成21年度京都市食品衛生監視指導計画（案）」に対するパブリックコメントの募集は、事前に消費者・市民にむけて説明会の開催を要望する。今後、市民と京都市行政と双方向での意見の交換は、「食の安全行政」を推進していく上でも、積極的に開催していただくよう要望する。	現在、保健所衛生課職員等を検討委員とし、同計画策定にあたっているところです。平素より、保健所衛生課を窓口とし、市民の皆様からの様々な御意見を受けるとともに、市民の皆様からの御要望に応じ、市政出前トークや出前講習会等を実施し、その際、市民意見をうかがっています。 今後も、保健所衛生課を窓口とし、市民の皆様とのリスクコミュニケーションの推進に努めてまいります。
○	21	賛同・支持する点。以下、いずれも「計画」についての市民理解の促進に役立つものとする。 ①ダイジェスト版を作成されていること。 ②用語説明を付記していること。 ③食品「表示」にかんする監視指導について、期間を定めて一斉重点監視を実施するとしていること。 ③「危機管理体制の整備と強化」を主なポイントとしてあらたに設定したこと。 ④輸入食品の残留農薬検査の拡充が図られていること。	【計画に対する評価】
◎	22	「収去検査計画表」に、平成20年度の「検査件数」との増減について明記してあると、さらに21年度の重点等についての理解が深まると思われる。	追記します。
○	23	監視指導計画実施状況の「中間報告」（たとえば4～9月の半期）を当年度中に公表し、次年度の食品衛生監視指導計画案の検討に生かしている。いわゆるPDCAのマネジメント・サイクルを早く回していくことが重要であり、必要な修正・追加をおこなってほしい。	No.4と同じ
△	24	ホームページについては抜本的な拡充が必要と思われる。望ましいのは、本市のホームページに「	No.6と同じ

		食の安全・安心」に係る事柄が一覧できるようなサイトが設けられることである。	
△	25	食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、パブリックコメントの募集だけでなく、意見交換会の開催を要望する。	No.20と同じ
△	26	『X リスクコミュニケーションの推進 3意見交換（1）市民（消費者）、食品事業者及び生産者との意見交換』との見出しにあるが、実態は書かれておらず、市内で開催される食品衛生に係る意見交換会等へ、市の食品衛生担当者が「参加している」ということである。つまり、市が「市民（消費者）、食品事業者及び生産者との意見交換」を主体的に実施しているわけではない。 「市民（消費者）、食品事業者及び生産者との意見交換」が本市の主体性をもって開催されることをのぞむ。	消費者や食品事業者等とのリスクコミュニケーションの推進を図るため、様々な意見交換会に積極的に出席しています。 また、本市では、市民公募委員や有識者等から構成する「京都市・食の安全推進協議会」を定期的に開催し、本市の食品衛生行政に係る施策や様々な食に関する事案について、意見交換を行っています。 さらに、常時、市民の皆様からの御要望に応じ、市政出前トークや出前講習会等を実施し、リスクコミュニケーションの推進に努めています。

(3) 計画等に取り入れた意見（3つ）について

- ① 意見No.6「京都市の食品安全行政に関わる情報をホームページでみつけようとする場合、きわめて困難なため、改善願いたい。」という意見があり、その意見を受けて、直ちに本市のホームページのトップページ「京都市情報館」に「食の安全・安心」と明記するとともに、より分かりやすく、またアクセスしやすく修正しました。
- ② 意見No.17「違反による危害、被害拡大と注意啓発を最優先に考えているのは良いと思うが、緊急に広く市民に知らせる手立ては、どうするのかを具体的に明記してほしい。」という意見に対し、「平成21年度京都市食品衛生監視指導計画(案)」の13頁の「違反事業者の公表」に「当該違反食品により健康被害が発生するおそれやさらに被害が拡大するおそれがあるような場合にあつては、ホームページへの掲載やメールの配信など、様々な媒体を通して、市民の皆様へ違反食品に関する情報提供を積極的に行い、違反食品の回収、及び消費や使用の禁止について注意啓発を図ります。」と追記しました。

メールの配信方法としては、同計画(案)15頁にも記載していますが、平成19年度から実施している「健康危機管理情報電子メール配信（みやこ健康・安全ねっと）」に登録していただいている方に、食中毒等の健康被害の発生状況や注意喚起について情報配信しています。

現在、1,266人が登録されており、さらに普及啓発することによって、登録者数を増やし、広く市民の皆様へ情報配信していきたいと思っております。

最近では、食品へのメラミン混入、事故米、カンピロバクター食中毒及びフグ食中毒の注意啓発などについて、メールの配信を行いました。

- ③ 意見No.22「収去（抜き取り）検査の計画で、昨年度（20年度）の「検査件数」との増減について明記してほしい。」との意見を受けて、「平成21年度京都市食品衛生監視指導計画(案)」11頁の「平成21年度収去（抜き取り）検査計画」に「昨年度からの増減」を追記しました。

昨年度に比べ、輸入食品の検査を55検体増やし、輸入食品に係る違反食品の排除に努めます。

質疑応答

平成21年度京都市食品衛生監視指導計画(案)について

【委員】

食に関する問題が多発している状況で、市民の食に関する関心は高まっていると思われませんが、パブリックコメントの応募者数5人というのは、少ないのではないのでしょうか。

パブリックコメントはどういった方法で行われているのでしょうか。

【事務局】

意見募集のチラシを、区役所、保健所及び図書館等の公共施設に配置し、また、ホームページにも募集掲載をし、意見募集を求めたところですが、なかなか意見を応募していただけません。

意見を応募してこられる方の多くは、消費者団体の方で、一般の市民の方は、食に関して不安や関心は持たれているものの、応募にまでは至らないのが現状です。

ただ、各区保健所においては、市民向けの講習会等を開催しており、直接市民の皆様からの声をうかがい、保健所職員を通じて、同計画に市民意見を反映させています。

さらに、京都市・食の安全推進協議会においても、忌憚のない御意見をいただいております。

【委員】

パブリックコメントの「京都市食品衛生監視指導計画に対する意見募集」という表現が固いように思います。計画を十分に把握しなければ意見ができないようなイメージがあります。もう少し、「食について」や「食の安全・安心について」というように広く意見を求めるような形態にしてはどうでしょうか。

また、応募期間以外にも意見を述べる機会はあるのでしょうか。

【委員】

パブリックコメントの募集時期ですが、年明けすぐの1月に実施されていますが、募集時期についても検討が必要であると思します。

【事務局】

「京都市食品衛生監視指導計画に対する意見募集」という表現が固いという御意見を踏まえて、意見募集のチラシや募集方法については、今後検討していきたいと思します。

京都市政出前トークなど、あらゆる機会において市民の皆様からの御意見を引き続き受け付けていきます。

【委員長】

昨年度のパブリックコメントでは、「計画等に取り入れられない意見」が10件ありましたが、今回のパブリックコメントにおいてはありませんでした。

何か理由はあるのでしょうか。

【事務局】

昨年度のパブリックコメントでは「食の安全・安心に関する条例(仮称)」の制定を求める御意見が多く寄せられていました。

現在、本市では、市会からの御意見をいただき、当該条例の策定に向け、検討を進めている状況にあり、その旨、新聞にも掲載されましたので、条例策定については、市民の皆様から一定の御理解をいただけていると思われまます。

【委員】

違反食品が発見された場合の罰則や公表のあり方について御説明をお願いします。

【事務局】

食中毒や違反食品等、食品衛生法に違反した場合、当該飲食店や製造施設などの原因施設に対して営業停止や回収命令等の行政処分を命ずるとともに、事業者名等を報道機関にお知らせしています。

産地偽造等については、所管外のJAS法に基づくものであるため、保健所等の衛生部署が処分等の措置を講じることはできませんが、農政部署において指導・公表されています。

【委員】

内部告発によって違反食品が発見されるような場合はあるのでしょうか。

【事務局】

内部告発により探知するケースはありますが、届出を受けて、関係施設に立入調査を実施しても、一度の立入で、違反を確認することは困難です。しかし、粘り強く調査を行い、原因究明に努めています。また、保健所の食品衛生監視員が施設に立入り、調査を実施することによって、事業者に対して、抑止力が働くものと考えています。

【委員】

先ほど説明のありました「健康危機管理情報電子メール配信（みやこ健康・安全ねっと）」の利用状況について教えてください。

【事務局】

現在、1,266人の方が登録されています。

同メール配信は、食品関係に関する事案だけでなく、インフルエンザや薬物乱用防止啓発等、健康に関する危機管理情報を配信しています。

そのため、登録者には医療関係者が多いと聞いています。

【委員】

新型インフルエンザなどの最新情報が配信されてくるのでしょうか。

【事務局】

できるだけタイムラグがないように、市民の皆様に最新の情報を配信していきたいと思っています。

【委員長】

この京都市・食の安全推進協議会は、「食の安全・安心に関する条例（仮称）」についての検討・協議の場となるのでしょうか。

【事務局】

現在、市民の皆様や事業者と直接関わって業務を行っている保健所食品衛生監視員によりワーキンググループを構成し、条例の制定に向け、検討を進めているところです。

そのワーキンググループにより策定した条例案を、平成21年6月頃に開催予定の次回協議会に諮り、御意見や御提案をいただきたいと考えています。

【委員】

「食の安全・安心に関する条例（仮称）」において罰則規定を設けるには、議会の理解が得られないと実現は難しいと思われます。

事業者には罰則を科すことには、行政としては慎重に検討していかなければならないと思います。

また、今般ホームページやネット配信などを市民啓発のツールとする傾向にありますが、全ての市民がパソコンを活用しているわけではありません。よって、どのような手段によって、いかに市民へ普及啓発を行っていくかということは大きな課題であると感じています。

【委員長】

「市民の皆様への普及啓発をどのようにおこなっていけばいいのか」、「情報配信や公表をどのように実行性のあるものにしていくべきか」ということが今後の検討課題と言えます。

【事務局】

市民の皆様や事業者の皆様に対する普及啓発は、非常に難しい問題であると実感しています。まずは、平素から危機管理体制を整備し、事ある時は迅速に対応し、市民の皆様や事業者の皆様に公表していくことが急務であると考えます。

【委員】

「事故が発生した時には、迅速に対応し、その旨公表する」ということを徹底することが重要です。

事業者にとって、迅速に対応し、公表を行っていくことが、市民の皆様の信頼と理解を得られることにつながっていくものと思われま

【委員】

市民がもっと、食の安全・安心や食品衛生行政に関心をもつことが必要です。

例えば、教育の場において、栄養教諭が生徒に対し、食育をおこなっており、その食育の中で「食の安全」ということを、子供の頃から学ばせ、知識を高めていくことが、将来的に市民啓発へとつながっていくと思います。教育現場の栄養教諭等と連携を図っていただきたいと思います。

また、パブリックコメントの意見にもあったように、マネジメントサイクルを実施することで、評価し、計画をよりよいものへと発展させていくという考えからすると、数値目標をたて、その実施状況について評価していくことについて検討してはいかがでしょうか。

【事務局】

まず、はじめの御意見についてですが、現在、本市では「食育」について普及啓発をおこなっていくために、食育推進員の設置に向け、取り組んでいるところです。

その食育推進員の養成カリキュラムの中に、「食の安全・安心」についての項目がありますので、食育推進員の活動を通して、「食の安全・安心」の知識の普及についても期待できます。

具体的な数値目標の設定についてですが、数値目標を定めることは非常に困難であるとは思われますが、目標を定め、計画的に施策の推進に取り組んでいくことは必要であると思います。

【委員長】

数値目標は難しいと思われま

【委員】

数値目標をたてることが重要なのではなく、目標を掲げて、達成するための様々な施策や啓発等への取組が重要であると思

事務局からの説明

2 最近発生した食品に係る事件について

今年1月31日、厚生労働省が、米国で平成20年秋以降にピーナッツバターを原因とするサルモネラの食中毒事件（43州で患者数500人以上）が発生したことを受け、同製品を原材料として使用し、製造されたポップコーンが日本にも流通していたことが分かったと発表しました。

海外で発生した食中毒事件が日本にも影響を与えることになっているのですが、食品の広域流通と日本の輸入食品への依存という食を取り巻く状況が如実に表れた事案と言えます。

米国のサルモネラ食中毒事件について

- (1) 米国において、平成20年秋以降に発生しているサルモネラ食中毒に関連して、原因施設であるジョージア州の製造所（Peanut Corporation of America）で製造されたピーナッツ製品及びその加工品（以下、「当該品」という。）の自主回収が行われています。
- (2) 1月31日、当該ピーナッツ製品を使用し、米国で自主回収が行われている加工品が日本に輸入されていたことが判明し、輸入者を所轄する自治体は、輸入者に対し、当該品の販売中止及び回収等を指示しました。

なお、下表の*印の商品は、米国においても、日本においても、サルモネラ食中毒患者の発生は報告されていません。

製品名	製造者	輸入者	輸入量	流通状況	公表日
ピーナッツバター	Peanut Corporation Of America		79kg	輸入者が全量保管	1月30日
ポップコーン (ピーナッツ&チョコ)*	LESSEREVIL BRAND SNACK CO.	(株)鈴商 (東京都)	542kg	一部販売済み	1月31日
シリアル食品 (グラノーラバー)*	Kashi Sale L.L.C.	同上	2,870kg	調査中	2月3日
ローストピーナッツ (缶入り, 340g)*	Southwest Specialty	コルトンウエル (株)(東京都)	1,566kg	全量販売済み のため、流通先 に販売中止を 指示	2月6日

フグの食中毒事件について

毎年、全国においてフグやキノコなどの自然毒による食中毒が発生し、死亡事例も見受けられます。フグによる食中毒事件の多くは、知識や技術を要しない素人が、家庭でフグを処理することにより発生していますが、今年2月に、山形県と大分県において立て続けに発生したフグの食中毒事件は、飲食店や魚介類販売店において発生した事案でした。

フグの取扱いに対する規制等が、全国一律ではなく、各自治体ごとに違いがありますので、食中毒事案とともにご説明させていただきます。

まず、京都市におけるフグの取扱いの規制について御説明いたします。

(1) 京都市におけるフグ取扱いの規制について

- ・本市においては、「ふぐの取扱い及び販売に関する条例」（昭和51年7月23日、京都府条例第44号）に基づき、フグ毒による健康被害の発生防止に努めています。
- ・「ふぐの取扱い及び販売に関する条例」では、以下のことが定められています。
 - ① 「ふぐ処理師」でないと、フグの取扱（処理、調理、加工等）に従事してはいけません。
 - ② フグを調理する飲食店にあっては、専任の「ふぐ処理師」を設置した上で「ふぐ取扱業」の所轄の保健所長の認証（許可）を取得しなければなりません。
 - ③ フグを販売する魚介類販売店にあっては、所轄の保健所に「ふぐ販売業」の届出をしなければ、フグを販売することはできません。さらに、フグを処理することはできません。

※京都市におけるフグの取扱、フグの販売施設数

平成19年度	ふぐ取扱業	認証施設数	715
	ふぐ販売業	届出施設数	353

※京都市におけるフグの食中毒対策

毎年、全国各地で、フグについての知識がなく、また、フグを処理・加工することを認められていない素人が、フグを調理し、死亡する事件が発生しています。

そのため京都市では、フグが流通する冬季に、フグを取り扱っている飲食店や魚介類販売店に対し、「『専任のふぐ処理師』のもとフグを処理・加工しているか」、「適正なフグの取扱いや表示がなされているか」等について立入検査を実施し、フグによる食中毒事件発生防止に努めています。

(2) 山形県の事案

2月26日、山形県鶴岡市の飲食店においてフグ料理を食べた8人中7人が体のしびれ等を訴え、鶴岡市内の病院に運ばれ、そのうち2人は意識不明及び意識混濁の重体となるフグによる食中毒事件が発生しました。（*患者2人は2月5日に退院）

フグを取り扱った調理従事者は、山形県が定めている「山形県フグ取扱い指導要綱」に基づく講習会を受講しておらず、さらに、当該飲食店は同要綱に基づくフグ取扱の届出についても行っていませんでした。

山形県は当該飲食店に対し、食品衛生法に基づく飲食店営業に対する営業禁止（無期限）の行政処分を命じました。（*山形県は当該飲食店における食品衛生上の安全が確保されていることを確認し、2月6日に営業禁止を解除）

(3) 大分県の事案

2月6日、大分県由布市のスーパー内の魚介類販売店が「フグの卵巣」を販売し、購入した大分県内の男性2人がしびれ等の中毒症状を訴え、入院しましたが、男性2人は命には別条なく、他に購入した客もいませんでした。

当該日（6日）、当該販売店では、「大分県食の安全・安心推進条例」で定められている「ふぐ処理登録者」の登録をおこない、フグを調理する資格を持っている店長が不在の間、無資格の店員がフグを処理し、有毒部位である卵巣を誤って店頭で販売しました。

さらに、当該販売店は「ふぐ処理施設」の届出も行っていませんでした。

大分県は当該販売店に対し、食品衛生法に基づく魚介類販売業の営業停止処分を命じました。

最近発生した食品に係る事件について

【委員長】

米国で発生しているサルモネラ食中毒発生に係るピーナッツ加工品の自主回収の件ですが、1月30日頃から公表されはじめていますが、現在どういう状況なのでしょうか。

【事務局】

米国で自主回収されている当該ピーナッツ加工品の輸入者をつきとめ、輸入実績が確認できれば、輸入者を公表し、流通状況を調査し、速やかに自主回収を実施させているところです。

【事務局】

現在、フグの取扱いの規制については、全国一律ではありません。

そのため、国が一律にフグ処理師の資格等のフグ取扱に係る規制をおこなっていただきたいと考えます。

【委員長】

自治体ごとにフグの取扱いの規制が異なると聞くと、消費者にとっては、どこでも安全なフグを安心して食べられるようにしていただきたいと思いますので、国に対して、全国一律の規制等を要望していただくことを望みます。